平成２４年（フ）第１６３７号
札幌市白石区平和通８丁目北６番７―302号
債務者　工藤　良太
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６３９号
札幌市白石区東札幌３条２丁目１番５―1214号
債務者　西田喜久代
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６６７号
札幌市東区北21条東18丁目２番23号
債務者　古川利佳子
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６８３号
札幌市白石区北郷３条１丁目１番18号　共同住宅はな北郷
債務者　宿村　静子
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７１１号
札幌市東区北38条東10丁目３番10号　幸生マンション１号203号
債務者　大林　靖昭
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７２１号
北海道江別市野幌松並町20番地の12　ネバーランド201上島早貴方
債務者　山腋　里美（旧姓上島）
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７３６号
北海道千歳市若草４丁目９番地の６
債務者　大福　征子
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７３８号
札幌市豊平区月寒東４条９丁目２番１―101号
債務者　小嶋由美子
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７４８号
北海道恵庭市桜町２丁目８番２―203号
債務者　大谷　典久
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７４９号
北海道恵庭市桜町２丁目８番２―203号
債務者　大谷　貴子
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７６２号
札幌市北区北32条西５丁目２番21号
債務者　前川　奈々
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８０２号
札幌市北区北19条西６丁目１番36―101号
債務者　高島　直哉
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８０３号
札幌市中央区南14条西９丁目１番６号　Ｙ・Ｋ・南14―301号
債務者　鈴木　武人
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１号
北海道留萌市旭町２丁目５番１号
債務者　川津みゆき
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２４年（フ）第１９６号
群馬県前橋市広瀬町２丁目33番地　ＨＢ―485号
債務者　佐藤　公子
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第９２号
千葉県東金市上武射田890番地１
債務者　飯塚　政次
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１２３号
千葉県東金市台方51番地６
債務者　吉野　理恵
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第４６号
新潟県三条市月岡２丁目６番９号
債務者　小林　真弓
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
新潟地方裁判所三条支部